

【LGBT気配り、役所も大学も 幹部職員に研修】

2016. 10. 19 日経電子

官公庁や大学の間で、性的少数者（LGBT）が働きやすい職場づくりに向けた動きが広がってきた。

職員を対象にLGBTの同僚への理解を促す研修をしたり、支援策を講じたり。福利厚生の対象に同性パートナーを加えた自治体もある。

ただ企業に比べると遅れている面があり、専門家はノウハウを持つNPO法人などとの連携を勧めている。

9月上旬、東京・霞が関の文部科学省の一室で「性的指向・性自認に関する幹部職員研修会」が初めて開かれた。

松野博一文科相をはじめ課長級以上の幹部約100人が参加し、専門家の説明に耳を傾けた。

参加者からは「周囲にLGBTの人がいるという前提で対応できるようになりたい」との声が聞かれた。

同省は昨春、LGBTの子供への配慮を求める通知を各地の教育委員会に出し、今春には小中高校の教員向けの手引書を公表。

省内には理解が進む部署がある一方、基礎的な知識がない職員もいるという。人事課の担当者は「幹部以外が対象の研修会も開くなどして理解を深めたい」と話す。

内閣人事局も7月末、各省庁の人事担当者を集めたLGBTに関する勉強会を初めて開いた。

約50人が集まり、企業にLGBT社員への接し方を助言しているNPO法人虹色ダイバーシティ（大阪市）の村木真紀代表が講演。採用活動での留意点などを学んだ。

6月から同性カップルをパートナーと認めて公的証明書の交付を始めた兵庫県宝塚市は8月、LGBTへの理解を深めるための職員研修を4回開催。

来年度までに約2千人いる全職員の受講を目指す。人権男女共同参画課の山添久美子課長は「職員の正しい理解を促したい」と説明する。

同様に証明書を発行する東京都世田谷区の職員互助会は今年度から、同性パートナーがいる職員への結婚祝い金の支給を始めた。

互助会には約5900人が加入。区は件数を明らかにしないが、支給実績があるという。来年には同性パートナーが死亡した際に弔慰金も出せるよう規約を変える方針という。

大学では京都精華大（京都市左京区）が今春、就業規則の配偶者の定義を改定。結婚時に取れる休暇や弔慰金の対象を同性婚などのパートナーに拡大した。常勤の教職員約250人が対象だ。

すでに企業などでは優秀な人材確保のためLGBTが働きやすい環境づくりが進んでいる。日本IBM、ソニーなどは「ワーク・ウィズ・プライド」と呼ぶ任意団体を結成。2012年からセミナーを開いて各社の取り組みを共有したり、LGBTを支援する先進的な企業の事例を紹介したりしてきた。

LGBTに関する調査を担当した国立社会保障・人口問題研究所の釜野さおり室長は「官庁などは何かしなくてはと動き始めているが、担当者の関心の高さで取り組みが左右されるなど体系的でないケースもある」と指摘。「特に地方自治体は地元で活動するNPO法人などと連携していくべきだ」と促している。